

# — ごみ搬入適正化にご協力を —

平成 26 年 7 月

## 事業所（者）のみなさまへ

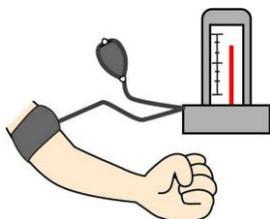
搬入物検査を行っています。

ふじみ衛生組合『クリーンプラザふじみ（可燃ごみ焼却施設）』では、適正なごみ処理の推進、かつ事業者の廃棄物処理責任の徹底と更なる事業系ごみの減量及び資源化の推進のために、持ち込まれるごみについて、平成 25 年 7 月から**搬入物検査を実施**しています。

事業者自らの持込みごみだけでなく、一般廃棄物収集運搬業者に委託された持込みごみも検査対象となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

\*\*\*\*\*

水銀を含んでいるごみは、ぜったい可燃ごみに出さないで！！



水銀柱血圧計



蛍光管

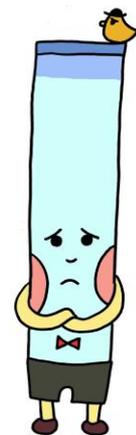
こまった  
なあ～



体温計



ボタン電池



水銀を含んだ可燃ごみを焼却したことにより、排ガスの水銀濃度が基準値を超えたため、**焼却炉を緊急停止する事態が発生しました。**

蛍光管、ボタン電池などを可燃ごみに混入しないようお願いします。

容器に入った水銀や水銀を含んだものをお持ちで、処理にお困りの場合は市やふじみ衛生組合にご相談下さい。

## びん・缶、ペットボトル、プラスチックなど可燃ごみに入れないで！

ごみ検査の様子（定期的を実施しています）



産業廃棄物や可燃ごみ以外のごみは、『クリーンプラザふじみ（可燃ごみ焼却施設）』への搬入を禁止しています。

クリーンプラザふじみでは、搬入されたごみの検査を定期的を実施していますが、なかには分別が不十分なおみ（びん・缶、ペットボトル、プラスチック等）がたくさんあります。

これらのごみは焼却設備のトラブルの原因になりますので、改めて**ごみの分別にご協力頂きますよう、お願い致します。**

可燃ごみに混入していたもの  
（びん・缶、ペットボトル、プラスチック等）



## ふじみ衛生組合『廃棄物処理に関する条例施行規則』（抜粋・要約）

（受入基準）

第4条 処理施設の受入基準は次のとおりとする。

（1） 三鷹市及び調布市の区域で発生した一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないものとする。

- ア 有毒性の物
  - イ 危険性のある物
  - ウ 引火性及び爆発性のある物
  - エ 著しく悪臭を発する物
  - オ 容積又は重量の著しく大きい物
  - カ 液状の物
  - キ し尿
  - ク 特別管理一般廃棄物に指定されている物
  - ケ 可燃物焼却施設にあっては、焼却に適さない物
- ※その他処理施設の機能に支障を来すおそれのある物

— お問い合わせ —

ふじみ衛生組合 施設課 電話 042-482-5497

三鷹市ごみ対策課 電話 0422-45-1151（内 2533）

調布市ごみ対策課 電話 042-481-7686